

『高齢者介護サービス市場の全面自由化と介護サービス品質向上に関する若干の意見』

についての民政部の解説

2016-12-23 19:58 引用元：新華社

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

介護サービスにおける「中国ブランド」を構築

一『高齢者介護サービス市場の全面自由化と介護サービス品質向上に関する若干の意見』について 民政部の担当者が解説

新華社北京 12月23日電（記者 崔静、羅争光）

国務院弁公庁による『高齢者介護サービス市場の全面自由化と介護サービス品質の向上に関する若干の意見』が23日に発表された。意見では、介護サービス業が現在直面している大きな欠点に着目し、ピンポイントの要件を打ち出し、さらに2020年までに介護サービスの品質を大きく改善し、人々の満足度を高めるという目標を掲げている。

民政部社会福利慈善事業促進司の担当者によると、これは介護サービス分野が人口高齢化に対して迅速・科学的・総合的に講じた対策であり、品質構築を全面的に展開し、介護サービスにおける「中国ブランド」を確立するための系統的指針であるとのことである。

居宅社区（コミュニティ）介護の全面的カバーを推進

居宅コミュニティ介護は中国の国情に適合する、最も多くの高齢者が選ぶ介護方式であるが、居宅コミュニティ介護サービスのレベルは低く、インフラが不完全、人材や資金投入の不足といった問題が長きに渡り際立っている。

意見では、欠点の解消に着目し、居宅コミュニティ介護サービスの全面的カバーを推進するための目標、要件や措置を次のように打ち出している。

一高齢者介護における需要評価を展開し、コミュニティ総合サービス情報プラットフォームの構築を速め、需要・供給情報と連結させ、食事介助・掃除サポート・歩行介助・入浴介助・医療介助等の訪問サービスを提供し、居宅介護サービスのカバー率とサービスレベルを高める。

ーコミュニティサービスセンター（ステーション）・コミュニティデイサービスセンター・衛生サービスセンター等のリソースを拠り所に、高齢者に対し健康・文化・スポーツ・法律援助等のサービスを提供する。

ー高齢者の近場での介護需要を満たし、親族による介護や見舞いに便利な小型のコミュニティ高齢者介護施設の建設を奨励する。

民政部社会福利慈善事業促進司の担当者によると、これらの措置は居宅コミュニティ介護サービスの効果的な供給を強化し、介護サービスシステム構築における居宅コミュニティ介護サービスの基礎的役割を強固にするとのことである。

記者の調べによると、近頃、民政部や財政部は地級市の居宅・コミュニティ介護サービス改革モデル地区 26 ヶ所を発表した。「第 13 次五カ年計画」期間中、民政部や財政部は引き続き当該モデル事業を展開し、国情に適した居宅コミュニティ介護サービスのための良い経験や良い手法を模索・総括そして普及・応用し、居宅コミュニティ介護の基礎固めを行う。

農村の介護サービスレベルを高める

都市と農村部における介護サービス発展の不均衡は、介護サービス業の健全な発展に悪影響をもたらす重大な問題である。我が国の農村部における介護サービスの発展度合は長きに渡り不足しており、歴史的なつげがとても大きい。

意見では、農村における介護サービスの能力とレベルの向上に密着し、農村コミュニティ総合サービス施設における介護サービス機能の拡大発展を求めており、自助式・互助式の介護サービス施設の建設を奨励し、農村敬老院の建設を強化し、リソースの統合を通じて農村介護サービス事業を充実させるとしている。

同時に、専門のソーシャルワーカー、コミュニティ業務従事者、ボランティアが農村の基幹党组织や自治組織そして社会組織を拠り所に農村介護サービスに参加し、あらゆる力を統合して農村介護サービスの主体を充実させることを奨励している。

民政部社会福利慈善事業促進司の担当者によると、今後民政部は五保サポート（衣・食・住・医療・葬儀の保障）施設および互助性介護サービス施設の建設を強化し、条件を有する五保サポート施設の地域性介護サービスセンターへの拡大発展を奨励する。同時に、農村における要介護、留守、高齢など特殊な、また困難を抱える高齢者へのサポートサービスシステムの構築を重点的に促進し、基本介護サービスにおける都市部と農村部の均衡化を推進するとのことである。

医療と介護が一体となったサービスネットワークを構築する

「医療と介護の一体化」は「健康的な介護」の実現における効果的な手段であり、高齢者が切に求めるものである。そのため意見では、医療と介護が一体となった特別ルート構築のための「行動ガイドライン」を明確に打ち出し、医療衛生と介護サービスが融合した発展の更なる推進を目指している。

——条件に符合する開業医師の、介護施設やコミュニティ高齢者デイサービス施設内の医療衛生機関など複数カ所での診療を奨励する。

——予約受診特別ルートを構築、介護サービス施設そしてコミュニティ高齢者デイサービス施設と医療機関との連携を推進し、高齢者に便利な医療サービスを提供する。

——医療保険取扱サービス能力を高め、高齢者の外地での受診における直接決済問題を適切に解決する。

——長期介護保険制度の確立を模索、保険における様々な資金調達モデルを形成し、要介護者の基本的な生活ケアや関連医療看護などに関する経費の問題を解決することを推進する。

「民政部は国家衛生計画生育委員会と共に、現有の医療介護一体化のモデル事業の基礎の上に、さらに医療介護一体化特別ルートを構築し、都市部・農村部をカバーした、適切な規模の、合理的な機能を持つ、総合的且つ一貫性のある医療介護一体化サービスネットワークを形成する。」とは、民政部社会福祉慈善事業促進司の担当者のコメント。

同担当者によると、民政部は今後長期介護サービス基準や品質評価等の業界規則を定め、居宅やコミュニティから専門機関に至るランク別の介護サービス体系の構築を模索する。同時に、監理体制メカニズムを整備し、介護施設運営サービスを基準化し、介護サービスの健全な発展を促進していくとのことである。